

別添資料 1 委託料の算定・支払方法及び改定方法

1 委託料の構成

本業務の委託料は以下の料金から構成される金額とする。市は、以下の料金に、消費税及び地方消費税を加算して支払う。

費用項目	対象業務
委託料A（運営・維持管理費（固定料金））	下記業務に係る費用のうち、提供給食数に応じて変動しない費用。 ・ 運営業務 ・ 維持管理業務 ・ 配送業務
	（想定される費用（参考）） 学校配膳等の提供給食数に関係なく必要な人件費、施設・設備等の保守管理費、清掃費用、警備費用、光熱水費、配送業務に係る燃料費等
委託料B（運営・維持管理費（変動料金））	下記業務に係る費用のうち、提供給食数に応じて変動する費用。 ・ 運営業務 ・ 維持管理業務 ・ 配送業務
	（想定される費用（参考）） ・ 調理等に係る人件費のうち提供給食数に応じて変動する費用、残菜処理費等
委託料C（施設整備、開業準備にかかる費用）	・ 施設整備にかかる費用 土地代、建物建設代、車両代、備品購入費、修繕料、調理器具等の更新にかかる費用等 ・ 開業前のリハーサルに係る費用等

2 委託料の算定方法

(1) 委託料の算定方法

委託料の算定方法については以下のとおりとする。

費用項目	対象業務
委託料A（運営・維持管理費（固定料金））	・ 対象業務に係る運営期間 15 年間に必要な費用を算定すること。

委託料B（運営・維持管理費（変動料金））	・変動料金は、提供給食数に対し、プロポーザル参加者が提案する1食単価を乗じた額とする。なお、変動費を0円とすることは認めず、適切な金額を設定すること。 ・提案にあたっては、プロポーザル参加者は1食当たりの単価を提案し、提案価格は15年間の合計食数（620万食）に掛け合わせた費用を見込むこと。
委託料C（施設整備、開業準備にかかる費用）	・施設整備（15年間の修繕料等を含む）及び開業準備にかかる費用を算定すること。

※ 今回の提案の段階では、令和7年3月時点における賃金水準及び物価水準で積算すること。

(2) 提供給食数

ア 最大提供食数

本施設における最大提供食数は、概ね2,150食とする。なお、最大提供食数は提供食数を保証するものではない。

イ 提供給食数の決定方法

委託料の算定にかかる提供給食数は、毎年4月1日時点の給食提供予定食数とする。

3 委託料の支払方法

- (1) 受託者は、毎月の業務完了後、業務報告書を速やかに市に提供する。
- (2) 市は、業務報告書受理後10日以内に履行を確認し、その結果を受託者に通知する。
- (3) 市は、受託者からの請求書を受理した日から30日以内に支払う。
- (4) 市と受託者は、「委託料の支払に係る覚書」を締結し、委託料の支払予定時期と予定金額を明記することで、相互の認識に齟齬が生じないように努めることとする。
- (5) 支払いの対象は以下のとおりとする。

費用項目	対象業務
委託料A（運営・維持管理費（固定料金））	プロポーザル参加者が提案する総額を180で除した額（毎月一律とする）を支払う。
委託料B（運営・維持管理費（変動料金））	各月の提供食数にプロポーザル参加者が提案する1食単価を乗じた額を支払う。
委託料C（施設整備、開業準備にかかる費用）	プロポーザル参加者が提案する総額を180で除した額（毎月一律とする）を支払う。

※ 委託料A・Bについては4(1)に掲げる物価変動による改定の対象とする。

4 委託料の改定方法

(1) 物価変動による改定

令和 t 年度の委託料は、前回改定時の指標と令和 (t-1) 年度の指標とを比較して 1.5% 以上の変動があった場合、変動があった当該指標に係る前回改定後の委託料に、前回改定時の指標と令和 (t-1) 年度の指標に基づいて設定した改定率（小数以下第四位未満は切り捨てる。）を乗じて改定する。ただし、委託料Cに関しては改定を行わないものとする。

改定は以下の算式に基づくものとする。

$| (P_t / P_o) - 1 | \geq 0.015$ の場合、

（改定後の t 年度の委託料）＝（前回改定後の委託料）×（ P_t / P_o ）

※ 初回において、前回改定後の委託料は契約時の委託料とする。

※ 初回において、 P_t とは (t-1) 年度の物価指数の年度平均値、 P_o とは令和 6 年度平均の物価指数とする。2 回目以降は P_t とは (t-1) 年度の物価指数の年度平均値、 P_o とは前回改定時年度の物価指数の年度平均値とする。なお、「佐賀県最低賃金（佐賀労働局）」については、当該年度の改定後の最低賃金時間額とする。

※ 上記「 $| (P_t / P_o) - 1 | \geq 0.015$ 」中の (P_t / P_o) の値については、小数第 4 位以下は切り捨てるものとする。

※ 指数の年度平均値の計算が必要な場合には、その計算の結果の小数第 2 位以下は切り捨てるものとする。

※ P_t における (t-1) 年度の物価指数の年度平均値とは、(t-2) 年 8 月から (t-1) 年 7 月までの物価指数の平均値とする。ただし、「佐賀県最低賃金（佐賀労働局）」については、(t-1) 年度の改定後の最低賃金時間額とする。

費用項目	物価変動対象
委託料A (固定料金)	提案時の委託料の 1 年間分の費用。 ※計算後の小数点以下は切り捨てるものとする。
委託料B (変動料金)	提案時の提供給食 1 食あたりの単価。 ※計算後小数第 2 位以下の端数は、切り捨てるものとする。 ※支払金額は、提供給食数×単価となるが、その際には計算後の小数点以下は切り捨てるものとする。

改定における指標は以下のとおりとする。

表 物価変動による見直し時の委託料の改定方法

改定費目	物価指標	改定方法
①委託料A・B (人件費除く)	消費者物価指数 (佐賀市)：生 鮮食品を除く総 合	・毎年度9月末日までに指標値の評価を添付した改定 の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を 市に通知し、確認を受け、翌年度の委託料A・B(人 件費除く)を確定する。
②委託料A・B (人件費)	地域別最低賃 金：佐賀県最低 賃金(佐賀労働 局)	・毎年度9月末日までに(佐賀県の最低賃金の改定額 の公表が9月20日を過ぎた場合は、公表後10日 以内に)、指標値の評価を添付した改定の根拠資料 及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、 確認を受け、翌年度の委託料Aの人件費及び委託料 Bの人件費の単価を確定する。
③委託料C (施設整備、開 業準備にかか る費用)		・改定は行わない。

(2) 提供給食数変動による改定

毎年行うものとする。ただし、初回改定は令和9年度とする。